平成２４年（フ）第５８７号
名古屋市港区当知３丁目2210番地　西川ハイツ102号
破産者　鋤柄いづみ
1　決定年月日　平成24年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７４９号
愛知県春日井市小野町１丁目43番地２
破産者　キュービックこと　松原　　誠
1　決定年月日　平成24年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７９３号
愛知県春日井市高森台９丁目１番地１　106号棟808号室
破産者　中山貴博こと　姜　　貴博
1　決定年月日　平成24年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１７３号
広島市安佐北区可部町大字勝木1288番地164
破産者　佐々木正義
1　決定年月日　平成24年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３号
広島市佐伯区五月が丘３丁目１番26号
破産者　櫻本鮮魚店こと　櫻本　秀憲
1　決定年月日　平成24年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７５号
長崎県西彼杵郡長与町岡郷562番地２
破産者　平坂　幸弘
1　決定年月日　平成24年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２１３号
長崎県長崎市東町2491番地30
破産者　田代志保里
1　決定年月日　平成24年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５３７号
長崎県長崎市西山２丁目28番７―403号
破産者　城戸　藤武
1　決定年月日　平成24年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３６号
北海道旭川市４条通17丁目右５号
破産者　桑原　忠久
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２号
北海道旭川市神居５条20丁目45番地の26
破産者　原　　信孝
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８０号
北海道旭川市神楽岡５条６丁目２番15号　リバティコーポＡ―１
破産者　佐藤　修司
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１９３号
北海道空知郡中富良野町西町４番16―303号
破産者　平山　文恵（旧姓及川）
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９２号
青森県八戸市大字田面木字横俵３番地１、前住所茨城県つくば市千現１丁目23番地13　酒井コーポＣ棟104号
破産者　若松　　博
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１９号
青森県八戸市下長６丁目13番15号　ディアスしもながｓｏＡＡ103、前住所青森県八戸市長苗代３丁目22番８号
破産者　森長　博美
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第５８号
山形市桜田西３丁目６番12号　ウェルハウス桜田、開始決定時の住所山形市中桜田３丁目１番１号
破産者　住吉　安子
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７３号
山形県天童市小関２丁目７番32号
破産者　須藤　貞治
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７４号
福島県郡山市富田町字大島43番地、破産手続開始決定時の住所福島県郡山市富田町字鍛冶田23番地
破産者　鈴木　久永
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第２２号
千葉県山武市白幡710番地、開始決定時の住所千葉県山武市白幡2969番地４
破産者　江利山五十六
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第４９号
富山県氷見市園699番地３
破産者　前澤　洋美
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部